

うべ女性活躍応援ネットワーク 委員名簿

(任期：令和4年8月17日～令和6年8月16日)

No.	区分	氏名	性別	機関名等	所属・役職等	備考
1	企業等	真宅 康子	女	安全重機<株>	代表取締役社長	
2		藤井 恵子	女	<株>エイム	取締役	会長
3		植田 幸江	女	セントラル硝子<株> 宇部工場	管理課 企画総務グループ 係長	
4		岩本 恭子	女	<株>ダスキン山口	代表取締役	
5		中村 美香	女	NPO 山口ヒメ倶楽部	会長	
6		上田 佳奈	女	<株>ワイドシステム	係長	
7	経済団体	齋藤 美穂	女	宇部商工会議所	総務部総務課 課長	
8		河野 幸恵	女	宇部商工会議所 女性会	会長	
9		上田 健二	男	宇部商工会議所 青年部	副会長	
10		松本 誠矢	男	<一社>宇部青年会議所	専務理事	
11		今田 千恵美	女	山口県南中小企業経営者協会	役員	
12	金融機関	武居 香	女	<株>西京銀行 厚南支店	副代理	
13		地主 忍	女	西中国信用金庫 宇部支店	代理	
14		吉武 真由美	女	<株>山口銀行 宇部支店	課長代理	
15	大学	角光 通子	女	宇部フロンティア大学	就職課 課長	
16		藤田 泰子	女	<国大>山口大学 工学部	学務課長	
17	行政	須藤 淳子	女	宇部公共職業安定所	次長	新任
18		濱田 修二	男	宇部市	産業経済部長	
19		黒瀬 寛文	男	宇部市	市民環境部長	

(機関名等・50音順)

【オブザーバー】

1		今藤 邦亮	男	<株>日本政策金融公庫 下関支店 国民生活事業 事業統轄		
---	--	-------	---	------------------------------	--	--

【資料1】

(1) ポータルサイトのリニューアル

現ポータルサイト

「宇部市女性活躍応援ポータルサイト」

○主に事業者向け支援情報・イベント情報を中心に更新中



○問題点

- ・市民向け情報が少ない
- ・企業人材以外の女性活躍のサポートができていない

・・・etc



※取り扱い注意

新ポータルサイト「宇部市女性応援ポータルサイト」(イメージ案)

グローバルメニューの設置・
メニュー項目の見直し



○目的：女性活躍の多様化に対応し、関連する情報を収集・発信。
事業者だけでなく地域や市民に必要な情報を備えた、
「女性のためのポータルサイト」を目指す。

○主な変更内容(案)：

- ・サイト名変更(全ての女性を応援したいとの思いから)
「宇部市女性活躍応援ポータルサイト」
→「宇部市女性応援ポータルサイト」
- ・自分の属性・困りごとから、情報を探しやすいページ構成への変更
- ・企業紹介記事の拡充
(キラリと光る企業紹介、認証企業の女性活躍事例紹介)
- ・身近な人材のピックアップ記事を追加
(女性リーダー(地域等)、家庭生活に取り組む男性の紹介等)
- ・女性の困りごとへの相談窓口案内を追加
- ・SNSと連携させ、今まで興味のなかった層へ情報を届ける



トップ画像スライド (案) (イメージ)

○トップ画面はリンクを設置した画像・動画をスライドさせます
画像は、グローバルメニュー項目の画像 (リンク付き) のほか、トピックス記事の画像 (リンク付き) などを設置します。



トピックス画像
(記事へのリンクあり)



グローバルメニュー項目画像①
(メニューへのリンクあり)



グローバルメニュー項目画像②
(メニューへのリンクあり)



グローバルメニュー項目画像③
(メニューへのリンクあり)



グローバルメニュー項目画像④
(メニューへのリンクあり)



トップ画像



グローバルメニュー項目画像⑤
(メニューへのリンクあり)



メニュー・ページ構成 (案)

グローバル
メニュー

下部ページ (重複あり)

働きたい・
起業したい

宇部市女性活躍推進企業 (改) / うベイクボス宣言企業 / 就労支援 ジョブスタ (リンク) / 起業支援 イノベーションセンター「志」 (リンク) / **女性ロールモデル紹介 (新)** / **キラリと光る企業紹介 (新)** / うべ企業情報ナビ (リンク)

習いたい・
学びたい

宇部市女性人材バンク / 宇部市女性人材バンク登録者 / 女性リーダー育成支援助成金 / 男女フォーユ-定期文化講座 (新)

地域で
活動したい

女性ロールモデル紹介 (新)
/ 地域活動 (リンク) / ボランティア (リンク)

悩みを
相談したい

困難な問題を抱える女性 (新) / 子育て (リンク) / 健康 (リンク) / DV (新) / 労働 (リンク)

安心して妊娠・出産・
子育て・介護をしたい

子育て情報 (リンク) / 介護情報 (リンク) / 令和5年度「男性の家庭生活参画体験講座」 (新) / 令和3年度・4年度「イクメン・カジダン養成講座」 / 「イクメン・カジダン」紹介 / 令和5年度「女性応援イクメン奨励助成金」

企業向け
支援制度

令和5年度「女性活躍推進企業認証制度」 / 宇部市女性活躍推進企業 (改) / 令和5年度「女性職場環境改善助成金」 / 令和5年度「女性応援イクメン奨励助成金」 / うベイクボス宣言企業になりませんか? / うベイクボス宣言企業 / **キラリと光る企業紹介 (新)** / 「イクメン・カジダン」紹介 (新)

「女性ロールモデル」について (案)

○目的:

女性の活躍の多様化に対応し、様々な場所で活躍している女性を「女性ロールモデル」とし、その活躍について記事とし、市内女性に多様な活躍を周知するとともに、目標としていただく

○想定される人物像

- ・企業でトップランナーとして活躍している女性
- ・企業で長く活躍している女性
- ・女性の少ない職域で活躍している女性
- ・起業家として活躍している女性
- ・技能習得により活躍している女性
- ・地域でトップランナーとして活躍している女性
- ・地域で長く活躍している女性
- ・NPO・ボランティア活動などで活躍している女性

等

【資料2】

令和5年度「キラリと光る企業紹介」データ作成事業について

項目	内容
趣旨	<p>市内の大学生が、地元企業(女性活躍推進企業)を訪問し、職場で活躍している女性従業員や女性活躍に係る取組等取材することで、学生に地元企業の良さを知ってもらう。</p> <p>さらに、取材される女性活躍推進企業にとっても、大学生の意見を聴く機会が得られるとともに、職場での女性活躍の取組が「宇部市女性活躍応援ポータルサイト」に掲載されることによって、企業の女性活躍のPRとなり更なる女性活躍の取組の推進につながる。</p> <p>また、取材データの作成に学生ならではの発想やアイデアが取り入れられることで、より魅力的なポータルサイトとなることが期待できる。</p>
実施時期	令和5年8月～12月
内容	<p>1 事前研修・打ち合わせ(8月21日(月)午後)</p> <p>(1)取材に関するビジネスマナー研修(事前連絡、企業訪問等)</p> <p>(2)データ作成に関する意見交換により、記事データ作成の手法や取材内容等を決定する。</p> <p>(3)学生が興味のある女性活躍推進企業を選択する。</p> <p>2 企業訪問(9月～11月)</p> <p>(1)事前連絡から現地取材までを主体的に行う。</p> <p>3 記事データ作成(～12月)</p> <p>(1)取材した企業や従業員の紹介記事を作成して市に提出する。</p>
対象	市内の大学・高専に在学する学生
その他	企業訪問やデータ作成については原則2人1組で行い、原稿料(交通費・通信費込み)をお支払いする予定です。

イクメン・カジダン関連事業について

宇部市女性応援イクメン奨励金の交付実績	
令和4年度	3か月 1人 300,000円 事業者は申請なし 2か月 1人 200,000円 1社 100,000円 1週間以上 3人 50,000円×3=150,000円 3社 30,000円×3=90,000円 5社 5人 計 840,000円
令和3年度	1か月 1人 100,000円 1社 100,000円 1週間以上 4人 50,000円×4=200,000円 4社 30,000円×4=120,000円 4社 5人 計 520,000円 (同じ事業者で2人)
令和2年度	1か月 1人 100,000円 1社 100,000円 1社 1人 計 200,000円

男性の育児休暇取得率
<p><u>宇部市</u></p> <p><u>女性活躍推進企業(目標:男女共同参画基本計画 令和8年度 35.0%)</u></p> <p>令和元年度:27.8%、令和2年度:29.6%、令和3年度:33.9%、令和4年度:31.1%</p>
<p><u>市職員</u></p> <p>令和元年度:15.4%、令和2年度:25.0%、令和3年度:33.3%、令和4年度:38.5%</p>
<p><u>山口県</u></p> <p>平成29年度:4.86%、令和元年度:10.9%、</p>
<p><u>国(目標:2025年までに50%)</u></p> <p>令和元年度:7.48%、令和2年度:12.65%、令和3年度:13.97%、令和4年度:17.13%</p>

女性応援イクメン奨励助成金の見直しについて(令和5年4月1日要綱改正)

1週間未満の申請がないことから、これまで期間を3日以上1週間未満(30,000円、10,000円)、1週間以上1か月未満(50,000円、30,000円)としていたところを1週間以上2週間未満(30,000円、30,000円)、2週間以上1か月未満(50,000円、50,000円)に変更。

また、育児・介護休業法の改正により育児休業を分割して取得できるようになったことから申請年度内に4回まで分割して申請できることとし、上限額を事業者分100,000円、男性従業員分300,000円としました。

令和5年度 男性の家庭生活促進事業について

項目	内容
趣旨	<p>男女共同参画センター・フォーユーで男性とその家族が協力してできる家庭生活に関する内容をテーマとした体験講座を開催し、家族が家庭生活に興味を持ち、協力体制を構築するきっかけとし、その体験講座の中で、家庭生活の役割分担について考えていただく啓発を行う。</p> <p>また、女性活躍応援ポータルサイトで、イクメン・カジダンの具体的な取組事例を紹介し、市民の意識啓発を図る。</p>
実施時期	7月～12月
実施場所	宇部市男女共同参画センター・フォーユー (宇部市琴芝町一丁目2番5号)
内容	<p><育児、介護に役立つ家事体験講座></p> <p>○料理～パパと家族で料理体験</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピザ…8月26日(土)10:00～12:30 <材料費:1,500円/1組> ・餃子…10月29日(日)9:30～13:00 <材料費:800円/1人> <p>○洗濯～靴の洗い方から乾かし方まで、アイロンがけ など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月30日(土)10:00～12:00 <p>○介護料理～高齢者・幼児にもおいしい食事の作り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月26日(日)10:00～13:00 <材料費:1,000円/1人> <p><家族が協力して作るものづくり講座></p> <p>○親子でレザークラフト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月3日(日)9:30～12:00 <材料費:1,500円>
対象	<p><料理・洗濯体験></p> <p>男性(18歳以上)と同行者(小学生以上)</p> <p><介護料理></p> <p>宇部市民(18歳以上)と同行者(小学校高学年以上)</p> <p><親子ものづくり></p> <p>男性(18歳以上)とその子(小学生以上)</p>
参加者数	<p><料理・ピザ></p> <p>25人</p> <p><洗濯></p> <p>12人</p> <p><料理・ギョーザ></p> <p>26人</p>

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➡ 困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進
⇒ 人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与

*「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること
- ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること
- ③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

○国・地方公共団体の責務【第4条】 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務

○関連施策の活用【第5条】 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用

○緊密な連携【第6条】 ①関係地方公共団体相互間の緊密な連携、②支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、
児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援
センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制
度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

*支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援
（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う
*必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生
活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、
インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、
民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関
する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかけがえのない個人であることに
ついての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けられるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目途）
②法律全体の見直し（施行後3年を目途）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除、婦人補導院の廃止等

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた**新たな支援の枠組み**を構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター

(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員

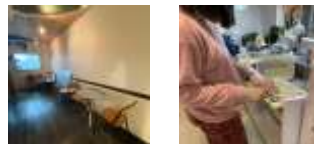
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設

(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)

- 第17条 補導処分
- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助

存続



「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針」の概要④

■ 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

- 困難女性支援法のもとで行われる女性支援事業は、**国及び地方公共団体の責務**。適切な役割分担、相互連携が必要
- **国**：施策の企画・立案、調査研究、施策の普及・啓発、関係者の研修等や、都道府県及び市町村への支援等を実施
- **都道府県**：
 - ・ 女性支援事業に当たり中核的な役割を果たし、基本計画を策定すること等を通じて、地域特性を考慮しつつ施策を検討・展開
 - ・ 段階的・重層的な支援を行うため、行政機関と民間団体それぞれの特性を生かした支援のあり方を検討
 - ・ 市町村に対する支援や施策の取組状況の把握、必要な取組を促進
- **市町村**：
 - ・ 最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等への繋ぎ等を実施
- **都道府県及び市町村**：
 - ・ **支援調整会議を組織するよう努める**
 - ・ 国による調査研究や研修等、予算事業等を活用し、困難な問題を抱える女性への支援施策の普及・啓発、調査研究の推進、人材の確保や養成等、民間団体の安全かつ安定的な運営の援助に努める

■ 支援の基本的な考え方

- 目指す「自立」は、**経済的な自立のみではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービスも活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、「本人の自己決定」及び「自己選択」が重要な要素**
- 幅広い年齢層の女性それぞれのライフステージに合わせ、支援対象者の立場に寄り添った支援が必要
- 意思や希望等の表出が難しい場合も多く、自立が困難な諸要因を理解し、問題解決に向け包括的に対応する必要があること
- 幅広く相談を受け止め、支援対象者と寄り添い、つながり続ける支援と、各関係機関につなぐ支援、関係機関や民間団体等の十分な協働・連携が重要
- アウトリーチ等を積極的に行う民間団体とも連携した、支援対象者の早期発見への取組が必要

令和4年度 自分らしいライフ・キャリアを考える交流会について

項 目	内 容
趣 旨	<p>女性には、さまざまなライフイベント(妊娠や出産など)があり、一般的にワーク・ライフ・バランスを推進していくことが難しいことから、フルタイムでの就労が困難となり、結果的に一旦離職を選択せざるを得ないケースもあるなど、女性がキャリアを継続しながら就業していくことは、現実的には大変な苦勞を伴うのが実情となっている。</p> <p>そこで、自分らしく働き続けるために苦勞したことや、それを乗り切るためにどのようなサポートが必要かなど、異業種で働く若手の社会人がそれぞれの働き方を考え、本市の女性リーダーやこれから就職を控える学生と互いに交流する機会を持つことで、ジェンダー平等や女性活躍社会の実現に向けた、自分らしい働き方について自由に意見交換できる場を提供する。</p> <p>特に、社会人側に対しては、今後、管理職を担っていく職場の中堅として、さらなるキャリアアップにつなげていくための意識づけを行う。</p> <p>また、女性リーダー同士の相互交流を図り、職場や地域のリーダーとしての自覚を促すとともに、各自の活躍の場を広げていただく機会とする。</p>
日 時	令和5年2月17日(金) 14:00～16:00
場 所	宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室 (Zoomミーティングによるオンラインを併用)
内 容	<p>第1部</p> <p>「宇部市女性リーダー」認定証交付式 (5分)</p> <p>〔対象者〕 第6期生…5名</p> <p>第2部</p> <p>自分らしいライフ・キャリアへのワークショップ (115分)</p> <p>〔趣旨〕 制約のない社会で、それぞれの選択を尊重し、「自分の人生の主役は自分である」という考えのもと、リーダーシップを発揮しながら、仕事もプライベートも自分の人生そのもの(ライフ・キャリア)であり、輝くキャリアのための働き方や、プライベートのあり方について交流を深めていただく。</p> <p>〔ファシリテーター〕 株式会社 キャリアレイズ 代表取締役 濱本 (はまもと) ひとみ 氏</p> <p>◆アイスブレイク (15分) 【グループワーク】</p> <p>〔内容〕 自己紹介、ミニテーマでのグループ内発表</p> <p>◆概要説明 (20分) 【講義】</p> <p>〔演題〕 『アイデンティティとライフ・キャリア』</p>

	<p>◆ワークショップ (70 分)</p> <p>[テーマ] 『自分らしいライフ・キャリアへ』</p> <p>[進め方] ① 会場、オンラインともに、5 名程度のグループに分かれ、ファシリテーターから与えられたテーマをもとにグループ討議。</p> <p>② ディスカッション終了後、ファシリテーターが各グループメンバーに対してグループ討議での意見を引き出し、さらに全体で考察を深める。</p> <p>③ ①②の振り返り、次なるテーマを与え、時間の許す限り、①②を繰り返す。</p> <p>◆全体総括 (10 分) 【まとめ】</p>
参加者	<p>A. 企業等で働く社会人 (就職後 10 年以内の方)</p> <p>B. 宇部市女性リーダー (第 5 期生, 第 6 期生)</p> <p>C. 学生 (宇部フロンティア大学, 宇部高専, 山口大学工学部)</p> <p>D. その他 (後援団体, うべ女性活躍応援ネットワークほか)</p>
企画・運営	株式会社 キャリアレイズ
後 援	<p>株式会社 日本政策金融公庫(下関支店)</p> <p>厚生労働省山口労働局</p> <p>宇部商工会議所</p>

令和5年度職員人権研修会（第1回）の開催について

【目的】

職員一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点による業務の遂行と、人権行政の担い手としての自覚を深める。

【講師】

国立大学法人山口大学副学長兼ダイバーシティ推進室長
鍋山 祥子氏

【研修内容】

演題「管理職が知るべきダイバーシティマネジメント」
グループワーク「性別による自分のなかの隠れたジェンダーバイアスを知る」

【期待される研修効果】

性別を問わず、誰もが対等な立場で参画できるよう、人々の意識の中に形成された性別による固定的な役割分担意識の解消を図り、ジェンダー平等への意識を醸成する。